

お知らせ 情報公開制度・個人情報保護制度



問い合わせ 市政情報課法規・情報公開・統計担当

情報公開制度とは

市が作成し、または取得した文書や図面等の公文書（市政に関する情報）を請求（申し出）に応じて、開示するものです。

個人情報保護制度とは

市が作成し、または取得した個人情報を本人の請求に応じて、開示や訂正等を行うものです。

※市では、法令等に基づき個人情報を適切に管理しています。

請求・申し出の手続き

電子申請、請求書（申出書）に住所・氏名・公文書の名称等の必要事項を記入し、郵送または直接担当へ

情報公開制度は「公文書」、個人情報保護制度は「個人情報」とキーワードを入力して検索し、希望する手続きを選択してください。



請求・申し出に対する決定

原則として、公文書については15日以内に、個人情報については30日以内に開示等の決定をし、文書で請求者等に通知

※やむを得ない理由があるときは、60日を限度に延長することがあります。

※内容によっては、開示等ができないことがあります。

令和6年度情報公開制度の運用状況

○開示請求17件…開示11件、部分開示6件
○任意的公開申し出18件…公開13件、部分公開1件、非公開2件、取り下げ2件

令和6年度個人情報保護制度の運用状況

○開示請求22件…開示16件、部分開示6件

イベント 手話言語条例制定記念講演会を開催します



問い合わせ 障がい福祉課障がい福祉担当（1階③番窓口）

日高市手話言語条例の制定を記念し、講演会を開催します。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※手話通訳があります。

テーマ 生い立ち&海外体験記ハプニング

日時 6月15日（日） 午後1時から

場所 文化体育館「ひだかアリーナ」

対象 どなたでも

講師 モンキー高野さん

費用 無料

申し込み 不要（直接会場へ）



手話って？

手や指を使って話をするための「手のことば」です。聴覚に障がいのある人は、耳が聞こえない・聞こえづらい場合や声を出すことが難しい場合があるため、手話は目で見る事ができるコミュニケーション方法の1つです。

手話を使う時は体全体を使って気持ちを表現することが大切です。手や指の動きだけでなく、表情や体の動きも使って表現することで、伝わりやすくなります。



日高市手話言語条例

市は手話が言語であるという認識に基づき、手話を必要とする人が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、この条例を制定しました。今後、これらの施策を総合的に推進していきます。

○手話に対する理解および手話の普及の促進
○手話による情報の取得および提供
○手話と親しみ、学ぶ機会の確保
○手話通訳者の養成その他手話による意思疎通の支援